JCHO桜ヶ丘病院

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書

JCHO桜ヶ丘病院と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　薬局とは、  
JCHO桜ヶ丘病院院外処方せんに係る薬剤師法第 ２３ 条第２ 項の取り扱いについて、下記のとおり合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上同意を得てから行うこととする。

記

1. **院外処方せんに係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について**

「院外処方における問い合わせ簡素化プロトコル」(別紙：プロトコルの原則)において、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第 ２３ 条第 ２ 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

1. **合意の解除、内容の変更について**

合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

３．**運用開始について**

**２０　　　年　　　月　　　日から運用を開始する。**

以上

２０　　　 年 　　 月　　　 日

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 静岡市清水区桜ヶ丘町1３-２３ |
| 名称 | 独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）桜ヶ丘病院 |
| 代表者  （病院長） | 森　典子　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

２０　　　 年 　　 月　　　 日

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 名称 |  |
| 保険薬局番号 |  |
| 代表者氏名 | 印 |